

三 擴張に在りては特に選定標準第一號の目的

の爲既存の施設設備等を利用し相當數の常時
保育児数の増加を爲すものをも含むこと

(二) 季節保育所

一 同一經營主體に依り三ヶ年以上繼續開設せら
れ今後事業を繼續すること確實なるものなるこ
と但し特に優良なるものに在りては繼續開設年
數三ヶ年に満たざるものにても可なること

二 經營主體は市町村營たると道府縣を除く公共
團體營又は私營たると問はざるも團體に在り

ては基礎確實にして其の代表者の身上確實にして信
望あるもの、個人に在りては身上確實にして信
望あるものなること

三 相當程度の設備を有するものなること

四 開設期間は成るべく一期間十四日以上のもの

五 期間中一回以上保育児の健康診断を行ふもの

なること

六 保育内容、經營の状況等適切にして其の成績
特に優良なるものなること

I、その他

(一) 内申に當りては常設保育所及季節保育所別に

夫々銘銘順位を附すこと

(二) 常設保育所の詮議に當りては成るべく所謂五
大産業、軍需其の他緊要物資の生産事業に資すべ
きものに重點を置くこと

(三) 常設保育所に在りては大東亜戦争勃發以後昨
年十二月迄の間に於て新設又は擴張を了したるもの
のうち極めて優良なるものあらば参考として詮

議すべきに付別紙調書中事業開始豫定年月日欄を
朱書し本年一月以降の新設又は擴張のものに附加
して通し順位を附し提出すること

(四) 季節保育所に在りては既に皇后陛下より御
下賜金を拜受したものは除外すること

(五) 内申は速達便を以て郵送し期日迄に必ず常省
に到達するやう取計ふこと

[別紙様式表省略]

體力章検定合格者に授與する體力章
の圖式改正の件公布

昭和十六年三月十九日厚生省告示第百八號、體力章

検定に合格したる者に對し授與すべき體力章の圖式改
正の件は、昭和十八年五月二十五日付官報を以て左の
如く公布せられた。

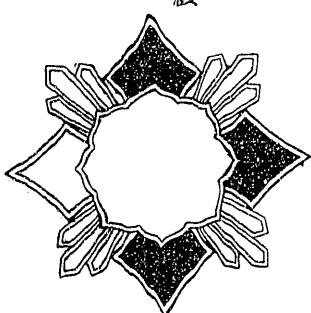
體力章検定ニ合格シタル者ニ對シ

授與スベキ體力章ノ圖式改正ノ件

(昭和十八年五月二十五日
厚生省告示第二百號)

表

上級



體力章ノ徑六分

鏡ハ徑三分五厘

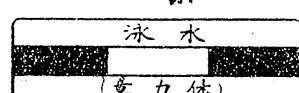
光線ヲ附ス 銀

色

矢形ハ黒色暗赤
色暗青色白色

表

水

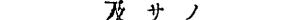


水

(章カ体)

表

水

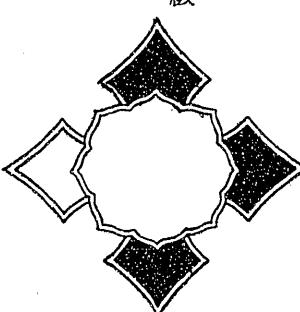


水

(章カ体)

表

中級

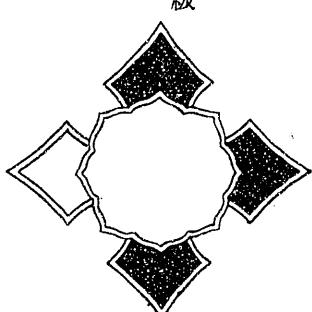


體力章ノ徑六分
鏡ハ徑三分五厘
銀色

矢形ハ黑色暗赤
色暗青色白色

表

初級



體力章ノ徑六分
鏡ハ徑三分五厘
銅色

矢形ハ黑色暗赤
色暗青色白色

[各裏面省略]